

# 「NPO法人への寄附を促進する条例指定制度の導入について（制度案）」に関するパブリックコメント実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

■意見募集の期間 平成24年10月2日（火）～平成24年10月31日（水）

■意見の数 1件（持参にて提出）

## ■意見内容の概要

区分	件数
制度全般について	1件

## ■市の対応の概要

採否の対応区分 記号	対応区分	件数
○	採用し計画に反映させます	0件
□	案に反映済みです	0件
■	計画に反映させることはできませんが、事業実施の際に参考とします	0件
▲	意見として採用できません	1件
合計		1件

## ■意見の概要と市の対応

整理番号	意見の概要	採否	採否の理由
1	税額控除の対象になる市指定NPO法人に関しては、活動するすべてのNPO法人が差別なく税額控除を受けられるようにするべきである。 また、税額控除を受けられる寄附の上限を設定することが望ましい。	▲	本制度は、公益要件と運営要件といった一定の基準を満たした法人を指定の対象とする制度であり、必ずしも全てのNPO法人が無条件に指定されるものではありません。本市は、この基準をはじめ、神奈川県に準じて当該制度を実施することを原則的な考えとして制度を検討しています。基準を満たすか否かについては、神奈川県が設置する第三者機関による審査を受けることとなっており、申請に基づき公平な審査が実施されるものです。また、一定の基準を設定し

		<p>ているのは、本制度が、所得税等の優遇措置が受けられる認定NPO法人への新たなルートとして期待されており、自治体の個別指定によって認定NPO法人の一つの認定要件であるパブリックサポートテスト（PST）が免除されることから、一定基準の設定が求められていることによります。</p> <p>なお、税額控除を受けられる寄付の上限については、関係法規に則った運用を行います。</p>
--	--	--